

- 申第9号陸橋点検談合関与に関する申し入れ  
申第11号町田市小野路町における湧水と気泡噴出  
と工事直上の道路亀裂に関する申し入れ  
申第12号J R 東海グループ求人・求職サイト「B  
e Our Crew」に関する申し入れ  
申第13号労働協約改訂に関する申し入れ  
4件まとめて窓口回答

## 窓口回答ではなく団体交渉を開催せよ！

会社はは1月21日、上記4件の申し入れに対して窓口回答を行ってきました。冒頭、本部は団体交渉でなく、窓口回答となったことについて会社に質したところ、「団交事項に該当しない」と答えたため、対立しました。

### 申第9号陸橋点検談合関与に関する申し入れと会社回答

1. 今回の談合疑いに関する時系列を明らかにすること。

#### 【回答】

東海鉄道事業本部が10月22日に公正取引委員会による立ち入り検査を受けた。

2. 今回の談合疑いに関する見解を明らかにすること。

#### 【回答】

立ち入り検査を受けたことを重く受け止め、引き続き公正取引委員会の調査に全面的に協力していく。

3. 公正取引委員会による立ち入り検査に対応した部署を明らかにすること。

**【回答】**

東海鉄道事業本部が立ち入り検査を受けた。

4. 報道ではJR東海の計10路線をまたぐ陸橋の老朽化点検事業で談合の疑いがあると報じている。JR東海の計10路線について明らかにすること。

**【回答】**

東海鉄道事業本部が管轄するのは、東海道本線、飯田線、武豊線、高山本線、中央本線、太多線、関西本線、紀勢本線、名松線、参宮線であるが、公正取引委員会がどの路線の道路橋点検について調査しているのか会社は承知していない。陸橋箇所は450箇所である。

5. 今回の談合疑いに関する対策を明らかにすること。

**【回答】**

調査を受けている段階であり、答えられない。

## **申第11号町田小野路町における湧水と気泡噴出と工事直上の道路亀裂に関する申し入れと会社回答**

1. 今回の事象に関する会社の見解を明らかにすること。

**【回答】**

- ・第一首都圏トンネル（小野路工区）のシールドトンネル工事において10月22日、町田市内のルート沿線の地表面で湧水と泡が発生している箇所を1か所確認した。
- ・湧水と泡については、調査の結果、人体や環境に影響を及ぼすようなものではないことを確認しており、また、周辺の調査を行った結果、掘進による地表面に変位を及ぼさないこと等を確認している。
- ・本事象について有識者の意見を踏まえて工事との因果関係を調べた結果、当社の工事に影響と考えている。
- ・調査掘進を再開する際には、改めて地域の方々にお知らせし、今回の事象を踏まえて、より慎重に工事を進めていく。

2. 今回の事象の調査・原因を明らかにすること。

**【回答】**

地形や地質等の現場状況に応じて、泥土圧や取り込み土量を管理し、陥没等を生じさせないという観点からは適切に施工管理していたが、今回の現場付近は、以下の複数の条件が重なる、通常とは異なる現場状況となっており、結果として、シールドマシンの泥土圧の設定がやや高かったことが、地表面での湧水と泡の発生に繋がったと考えている。

（複数の条件）

- (A) 掘削断面から表層部までに水や空気を遮る層がない。
- (B) 山麓と平野の間など地層の境目で水や空気が集まりやすい。
- (C) 地下水面が地表面から浅い位置にある。
- (D) 地下水や空気の通り道となる人工的な孔などが存在している。

3. 今回の事象の対策を明らかにすること。

**【回答】**

- ・今回のように複数の条件が重なる箇所での対策として、掘進する際のシールドマシンの泥土圧の設定をこれまでより抑えることにより、地山に浸透する気包材を含む泥土の量を減らす。
- ・また、更なる対策として、現場状況に応じて、気包材の注入位置を工夫することで、地山に浸透する泥土に含まれる気包材の量を更に減らす。
- ・加えて引き続き巡回による現地状況の確認や公道上での地表面変位等の計測を実施する。

4. 不安を抱く当該者及び地域住民に対して、どのように対応したのか明らかにすること。

**【回答】**

- ・水や泡が出た箇所にお住まいの方や自治会長には、状況をお知らせしているほか、周辺にお住まいの方々にもポスティングによりお知らせした。
- ・また、12月22日、23日に近隣にお住まいの方を対象に、個別にご説明の場を設けさせていただいた。

5. 今回の事象の原因と万全な対策が確立するまで調査掘進工事及びシールドマシンによる掘削工事は行わないこと。

**【回答】**

地域の方々にしっかりとご説明した上で、1月以降、準備ができ次第、調査掘進を再開する。

## **申第12号JR東海グループ求人・求職サイト「Be Our Crew」に関する申し入れと会社回答**

1. JR東海本体が運営するサイトなのか明らかにすること。また、どの部署が担当するのか明らかにすること。

**【回答】**

Be Our Crewは当社が運営するJR東海グループの求人ポータルサイトであり、グループ各社の求人情報をまとめて掲載し、検索から応募までノンストップで利用できるサイトである。なお、関係会社に関することは、事業推進本部が分掌しているが、雇用に関しては各社が責任を持って行うものである。

2. サイトのシステムを明らかにすること。

【回答】

1. の回答と同じ。

3. 今後、退職者全員にチラシを配布するのか明らかにすること。

【回答】

専任雇用契約が満了した社員に対して、案内資料を配付している。なお、繰り返しになるが、雇用に関しては各社が責任を持って行うものである

4. 求職先のグループ会社以外に、J R東海本体への再就職先も視野に入れているのか明らかにすること。

【回答】

当ポータルサイトはグループ会社の求人情報を掲載するものである。

### **申第13号労働協約改訂に関する申し入れと会社回答**

1. 東京地方裁判所の判断に基づき、「会社は基本協約第250条を楯に組合からの申し入れに対して、正当な理由がなく、団体交渉を拒むことは労組法7条2号の不当労働行為に当たる」と判断している。その判断に対する会社の見解を明らかにされたい。

【回答】

裁判の話はしない。

2. 東京地方裁判所は、「各団交申し入れに対して、幹事間折衝を開催したとしても、団交と同程度の実質的な協議が行われたということはできないから、幹事間折衝によるべきことを理由に各団交の申し入れを拒むことはできないというべきである」と判断している。その判断に対する会社の見解を明らかにされたい。

【回答】

1. の回答と同じ。

2. 『労働協約』第39条の（1）から（6）を以下のように改訂し、（7）を追加すること。

（1）賃金、賞与及び退職手当に関する事項

（2）労働時間、休憩時間、休日及び休暇に関する事項

（3）転勤、転職、出向、昇職、降職、昇格、退職、解雇、休職及び懲戒に関する事項

（4）労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

（5）その他、労働協約・就業規則の解釈・運用における問題及び労働条件の改訂に関する事項

- (6) この協約の改訂に関する事項
- (7) 労働組合から申し出があった事項

**【回答】**

そのような考えはない。

4. 会社は、中央本部及び地方本部からの『申し入れ』に対して、「労働協約の団体交渉事項は限定列記である」として回答を組合側幹事に伝えるだけで、団体交渉等の協議を行わない事態が常態化している。幹事間折衝や窓口回答をすることはやめて、『申し入れ』に対しては全て団体交渉を開催すること。

**【回答】**

団体交渉は労働協約第39条に基づき開催する。

以 上